

意匠法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)	(第一条関係)	1
特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)	(第二条関係)	8
実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)	(第三条関係)	19
商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)	(第四条関係)	21
不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)	(第五条関係)	24
平成五年旧実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)	(附則第十二条関係)	29
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)	(附則第十五条関係)	31
弁理士法(平成十二年法律第四十九号)	(附則第十六条関係)	32

意匠法等の一部を改正する法律 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>(定義等) 第二条 (略)</p> <p>2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。</p> <p>3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p> <p>4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。</p> <p>(意匠登録の要件) 第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。</p> <p>3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p> <p>(意匠登録の要件) 第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。</p>

この限りでない。

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

(願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

第九条の二 願書の記載(第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定により記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条第一項において同じ。)又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

(関連意匠)

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、当該関連意匠の意匠登録出願の日(第十五条において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第一項又は第四十三条の二第二項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

(願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

第九条の二 願書の記載(第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定により記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条において同じ。)又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

(関連意匠)

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、本意匠の意匠登録出願の日(第十五条において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千

十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2| 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

3| 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

4| 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

(秘密意匠)

第十四条 (略)

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、又は第四十二条第一項の規定による第一年の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

(拒絶の査定)

第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)とその関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である場合に限り、第九条第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2| 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

3| 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第二項の規定は、適用しない。

(秘密意匠)

第十四条 (略)

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

(拒絶の査定)

第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二、第五条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項から第三項まで、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二 四 (略)

(存続期間)

第二十一条 意匠権(関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

(登録意匠の範囲等)

第二十四条 (略)

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行つものとする。

(侵害とみなす行為)

第三十八条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をす行為
- 二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

(登録料)

一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二、第五条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項若しくは第二項、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二 四 (略)

(存続期間)

第二十一条 意匠権(関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

(登録意匠の範囲)

第二十四条 (略)

(侵害とみなす行為)

第三十八条 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をす行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならぬ。

- 一 第一年から第三年まで 毎年八千五百円
- 二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円
- 三 第十一年から第二十年まで 毎年三万三千八百円

2 5 (略)

(回復した意匠権の効力の制限)
第四十四条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

- 一・二 (略)
- 三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

- 一 その意匠登録が第三条、第三条の二、第五条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

- 二 4 (略)
- 2 4 (略)

(再審により回復した意匠権の効力の制限)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならぬ。

- 一 第一年から第三年まで 毎年八千五百円
- 二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円
- 三 第十一年から第十五年まで 毎年三万三千八百円

2 5 (略)

(回復した意匠権の効力の制限)
第四十四条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

- 一・二 (略)

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

- 一 その意匠登録が第三条、第三条の二、第五条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第二項、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

- 二 4 (略)
- 2 4 (略)

(再審により回復した意匠権の効力の制限)

第五十五条 (略)

2 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

(侵害の罪)

第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者(第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九条の二 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の規定により罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間によ

第五十五条 (略)

2 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

(侵害の罪)

第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

二 第六十九条 一億円以下の罰金刑

2 (略)

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の規定により罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間によ

Nº

改正案	現行
<p>(定義) 第二条(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為</p> <p>4 (略)</p> <p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正) 第十七条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。</p> <p>5 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶</p>	<p>(定義) 第二条(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為</p> <p>4 (略)</p> <p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正) 第十七条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定するもののほか、第一項第三号及び第四号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げ</p>

理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に
に限る。)において特許請求の範囲についてする補正は、次に
掲げる事項を目的とするものに限る。

6 | 一〜四 (略)

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項
の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に
規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二
第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出
願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月
十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで
、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月
二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで
及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された
工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条
約をいう。以下同じ。)第四条C(4)の規定により最初の出願と
みなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認めら
れた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四
十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権
の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎と
した出願の日のうち最先の日。第三十六条の二第二項本文及び
第六十四条第一項において同じ。)から一年三月以内(出願公
開の請求があつた後を除く。)に限り、願書に添付した要約書
について補正をすることができる。

第三十六条の二 (略)

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添
付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。)の出願人
は、その特許出願の日から一年二月以内に外国語書面及び外国
語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなけ

る事項を目的とするものに限る。

5 | 一〜四 (略)

(要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項
の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に
規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二
第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出
願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月
十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで
、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月
二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで
及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された
工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条
約をいう。以下同じ。)第四条C(4)の規定により最初の出願と
みなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認めら
れた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四
十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権
の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎と
した出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ
。)から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。)に
限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

第三十六条の二 (略)

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添
付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。)の出願人
は、その特許出願の日から二月以内に外国語書面及び外国語要
約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければ

ればならない。ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

3・4 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四十四条(第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、及び第二百二十六条第五項(第十七条の二第六項及び第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十

ならない。

3・4 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四十四条(第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、及び第二百二十六条第五項(第十七条の二第五項及び第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十

四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内にするとき。

二 特許をすべき旨の査定(第六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定及び第六十条第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。)(の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第四十一条第四項及び第四十三条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、この限りでない。

3・4 (略)

5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四条又は第一百八条第三項の規定により同条第一項に規定する期間が延長された

四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項及び第四十三条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、この限りでない。

3・4 (略)

ときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四条の規定により第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項ただし書、第四十一条第四項、第四十三条第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)、及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3 5 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項又は第四項に規定する要件を満たしていないとき。

二 七 (略)

(拒絶理由の通知)

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項、第四十三条第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)、及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3 5 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないとき。

二 七 (略)

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願（当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつていないものに限る。）についての前条（第五十九条第二項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知（当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。）に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

（補正の却下）

第五十三条 第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十七条の二第一項第一号に掲げる場合において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

（補正の却下）

第五十三条 第十七条の二第一項第三号に掲げる場合において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2・3 (略)

(侵害とみなす行為)

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一・二 (略)

三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

四・五 (略)

六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

(回復した特許権の効力の制限)

第百十二条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

四 (略)

五 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

第百五十一条 第百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項(期日の指定)、第九十四条(期日の呼出し)、第七十九条から第八十一条まで、第八十三条から第八十六条まで、第八十八条、第九十条、第九十一条、第九十五条から第九十八条まで、第九十九条第一項、第二百一条から第二

2・3 (略)

(侵害とみなす行為)

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一・二 (略)

三・四 (略)

(回復した特許権の効力の制限)

第百十二条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 (略)

第百五十一条 第百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項(期日の指定)、第九十四条(期日の呼出し)、第七十九条から第八十一条まで、第八十三条から第八十六条まで、第八十八条、第九十条、第九十一条、第九十五条から第九十八条まで、第九十九条第一項、第二百一条から第二

百四条まで、第二百六条、第二百七条、第二百十条から第二十三条まで、第二百十四条第一項から第三項まで、第二百十五条から第二百二十二条まで、第二百二十三条第一項から第六項まで、第二百二十六条から第二百二十八条まで、第二百二十九条第一項から第三項まで、第二百三十一条、第二百三十二条第一項、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百四十条から第二百四十二条まで（証拠）及び第二百七十八条（尋問等に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第一百七十九条中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第二百四条及び第二百五条の三中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

2 第五十九条 第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第一号又は第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第五十一条の規定は、拒絶査定不服審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）」とあるのは、「第十七条の二第一項第一号（拒絶理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）、第三号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）」又は第四号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

百四条まで、第二百六条、第二百七条、第二百十条から第二十三条まで、第二百十四条第一項から第三項まで、第二百十五条から第二百二十二条まで、第二百二十三条第一項から第六項まで、第二百二十六条から第二百二十八条まで、第二百二十九条第一項から第三項まで、第二百三十一条、第二百三十二条第一項、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百四十条から第二百四十二条まで（証拠）及び第二百七十八条（尋問に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第一百七十九条中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第二百四条及び第二百五条の三中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

2 第五十九条 第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

2 第五十条の規定は、拒絶査定不服審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第三号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第三号又は第四号に掲げる場合（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

3 (略)

第六十三條 第四十八條、第五十三條及び第五十四條の規定は、前條の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三條第一項中「第十七條の二第一項第一号又は第三号」とあるのは、「第十七條の二第一項第一号、第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは、「補正」(同項第一号又は第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く)が」と読み替えるものとする。

2 第五十條及び第五十條の二の規定は、前條の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を發見した場合に準用する。この場合において、第五十條ただし書中「第十七條の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合」(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次條の規定による通知をした場合に限る)、「とあるのは、第十七條の二第一項第一号」(拒絶の理由の通知と併せて次條の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く)、「第三号」(拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。)又は第四号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

3 (略)

(審判における費用の負担)

第六十九條 (略)

2 (略)

3 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人の負担とする。

4 民事訴訟法第六十五條(共同訴訟の場合の負担)の規定は、前項の規定により請求人が負担する費用に準用する。

5・6 (略)

3 (略)

第六十三條 第四十八條、第五十三條及び第五十四條の規定は、前條の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三條第一項中「第十七條の二第一項第三号」とあるのは、「第十七條の二第一項第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは、「補正」(同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く)が」と読み替えるものとする。

2 第五十條の規定は、前條の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を發見した場合に準用する。この場合において、第五十條ただし書中「第十七條の二第一項第三号に掲げる場合」とあるのは、「第十七條の二第一項第三号又は第四号に掲げる場合」(同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く)。「と読み替えるものとする。」

3 (略)

(審判における費用の負担)

第六十九條 (略)

2 (略)

3 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

4 民事訴訟法第六十五條(共同訴訟の場合の負担)の規定は、前項の規定により請求人又は申立人が負担する費用に準用する。

5・6 (略)

(再審により回復した特許権の効力の制限)
第七十五条 (略)

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

四 (略)

五 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、善意に、その方法をより生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

(侵害の罪)

第九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者は、第一百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十六条の二 第一百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各

(再審により回復した特許権の効力の制限)
第七十五条 (略)

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 (略)

(侵害の罪)

第九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各

<p>本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p>	<p>本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第百九十六条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p> <p>(侵害とみなす行為) 第二十八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為</p> <p>(回復した実用新案権の効力の制限) 第三十三条の三 (略)</p> <p>2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為</p> <p>(再審により回復した実用新案権の効力の制限) 第四十四条 (略)</p> <p>2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p> <p>(侵害とみなす行為) 第二十八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(回復した実用新案権の効力の制限) 第三十三条の三 (略)</p> <p>2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(再審により回復した実用新案権の効力の制限) 第四十四条 (略)</p> <p>2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復</p>

したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 善意に、当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

(侵害の罪)

第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により第五十六条又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

(侵害の罪)

第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

二 第五十六条 一億円以下の罰金刑

2 (略)

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。</p> <p>3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為</p> <p>三 八 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。</p> <p>6 (略)</p> <p>(団体商標)</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。</p> <p>3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為</p> <p>三 八 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(団体商標)</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 (略)

二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為

三 八 (略)

(侵害とみなす行為)

第六十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 (略)

二 指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為

三 七 (略)

(侵害の罪)

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者(第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十八条の二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 (略)

二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為

三 八 (略)

(侵害とみなす行為)

第六十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 (略)

二 指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為

三 七 (略)

(侵害の罪)

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

<p>その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p> <p>3 2 第一項の規定により第七十八条、第七十八条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p>	<p>その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第七十八条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（適用除外等） 第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第六号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。 一（七）（略） 二（略）</p> <p>（罰則） 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者 二 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者 イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取付すること。 ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。 三 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の</p>	<p>（適用除外等） 第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第一項第十一号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。 一（七）（略） 二（略）</p> <p>（罰則） 第二十一条</p>

目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

四 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

五 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第三号に掲げる者を除く。）

六 不正の競争の目的で、第一号又は第三号から前号までの罪に当たる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2 | (略)

一・二 (略)

三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者

四 (略)

1 | (略)

一・二 (略)

三 (略)

四 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下

「営業秘密記録媒体等」という。)の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。)により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

五 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

六 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

七 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業員であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く。)

八 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業員であつた者であつて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込

五・六 (略)

- 3 第一項及び前項第五号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 4 第一項第一号又は第三号から第六号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
- 5 第二項第五号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。
- 6 第二項第六号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従つ。
- 7 (略)

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第六号に掲げる者を除く。）

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

十・十一 (略)

- 2 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 3 第一項第四号から第十号までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 4 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
- 5 第一項第十号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。
- 6 第一項第十一号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従つ。
- 7 (略)

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

- 一 前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号 三億円以下の罰金刑
- 二 前条第一項第四号、第五号、第九号又は第十号 一億五千万円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第一号、第二号及び第六号並びに第二項第五号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場
合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の
期間による。

附則

第十条 新法第二十一条（第二項第六号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第二号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

三 前条第二項 一億円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

附則

第十条 新法第二十一条（第一項第十一号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第二号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p> <p>(侵害とみなす行為) 第二十八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。</p> <p>一 業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為</p> <p>二 登録実用新案に係る物品の製造に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為</p> <p>三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為</p> <p>(侵害の罪) 第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。</p> <p>(侵害とみなす行為) 第二十八条 登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。</p> <p>(侵害の罪) 第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p>

する。

2・3 (略)

(両罰規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条第一項又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により第五十六条第一項又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

2・3 (略)

(両罰規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

二 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑

三・四 (略)

2 (略)

改正案	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律施行後	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。 一・二（略） 三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産 イ（略） ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第二項第六号（外国公務員に対する不正の利益の供与等）の罪</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。 一・二（略） 三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産 イ（略） ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第一項第十号（外国公務員に対する不正の利益の供与等）の罪</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。 一・二（略） 三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一条第一項の違反行為に係る同法第十四条第一項第七号（外国公務員に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産</p>

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由） 第八条（略） 一・二（略） 三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九号第二項（関稅定率法第二十一条第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関税法第九号第二項に係る部分に限る。）若しくは第一百二十二条第一項（関税法第九号第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第九号から第一百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項若しくは第二項第一号から第四号まで若しくは第六号（同法第十八条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>四〇十（略）</p>	<p>（欠格事由） 第八条（略） 一・二（略） 三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九号第二項（関稅定率法第二十一条第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関税法第九号第二項に係る部分に限る。）若しくは第一百二十二条第一項（関税法第九号第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第九号から第一百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十号（同法第十八条第一項に係る部分を除く。）若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>四〇十（略）</p>